

大分市立地適正化計画

届出の手引き

大 分 市

令和6年4月

目 次

1. 立地適正化計画とは	1
2. 届出制度について	2
3. 届出が必要となる区域・行為	3
4. 住宅の建築等の届出	4
5. 誘導施設の建築等の届出	6
6. 誘導施設の休廃止に係る届出	9
7. 居住推奨区域及び都市機能誘導区域等の位置	10
8. 届出様式の記入例	11

1. 立地適正化計画とは

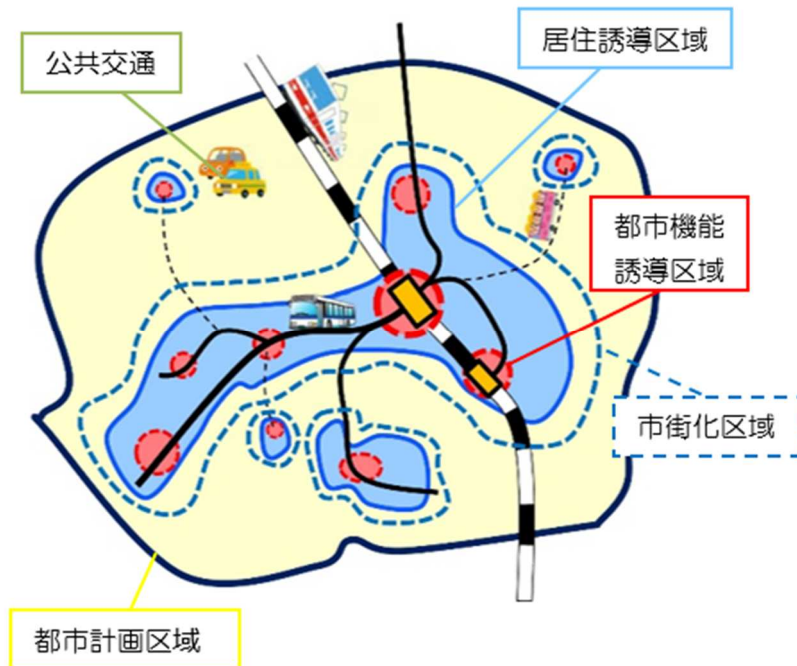
立地適正化計画は、今後の人口減少や少子高齢化社会に対応するため、住宅と医療、福祉、商業等の利便施設がまとまって立地し、公共交通と連携した「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方に基づくまちづくりを実現していくための計画です。

「大分市立地適正化計画」は、住宅及び都市機能増進施設（福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいう。）の立地の適正化を図る計画で、主に以下の事項を定めるものです。

【立地適正化計画で定める事項】

- 立地適正化計画の区域
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住推奨区域（区域、市が講ずべき施策）
- 都市機能誘導区域（区域、市が講ずべき施策）
- 誘導施設（都市機能誘導区域ごとの誘導施設の設定）
- 防災指針（都市の防災に関する機能の確保に関する事項）

【立地適正化計画のイメージ】



居住推奨区域 居住を推奨し人口密度を維持するエリアを設定

- ◆ 区域内における居住環境の向上
- ◆ 区域外の居住の緩やかなコントロール
 - * 「居住推奨区域」外では、一定規模以上の住宅開発について、届出が必要（無秩序拡散型の開発の防止）

都市機能誘導区域 生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

- ◆ 都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進
- ◆ 区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール
- ◆ 歩いて暮らせるまちづくり

公共交通 維持・充実を図る公共交通網を設定
◎公共交通を軸とするまちづくり

（立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）を参考に作成）

2. 届出制度について

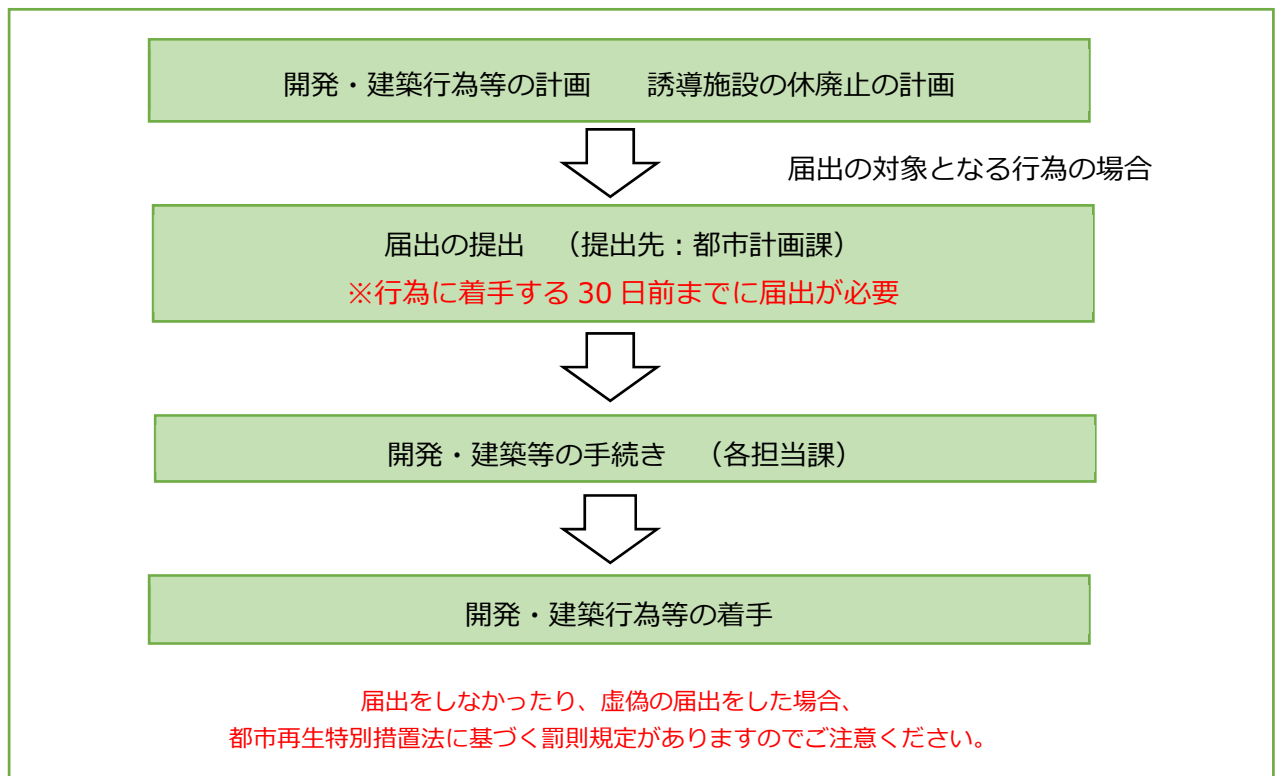
(1)届出の流れ

本市では、都市再生特別措置法に基づき、「大分市立地適正化計画」を2019年（平成31）年3月29日に公表しました。（2024（令和6）年3月29日改訂）

2019（平成31）年3月29日以降、居住推奨区域(※)外における一定規模以上の住宅の建築等、または、都市機能誘導区域外における誘導施設の建築等の際には、市長への届出が必要となりました。

本届出は、居住推奨区域外における住宅開発等の動きや、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するとともに、居住や誘導施設の立地の適切な誘導に関する施設等の情報提供や調整等を行う機会として活用するためのものです。

※本計画においては、都市再生特別措置法に基づく居住誘導区域の名称を「居住推奨区域」としてしています。



(2)届出の提出先

届出書類の提出先は下記の通りです。

大分市都市計画部 都市計画課
〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
TEL：097-537-5965 FAX：097-536-7719

3. 届出が必要となる区域・行為

「大分市立地適正化計画」に関連して届出が必要となる区域及び行為は下表のとおりです。

届出の対象区域は、「大分都市計画区域」が対象となります。「都市計画区域外」および「準都市計画区域」については届出を行う必要はありません。

本計画の居住推奨区域及び都市機能誘導区域等の位置はP10を参照ください。

届出が必要となる区域 届出が必要となるいずれかの行為			大分都市計画区域				準都市計画区域 ・ 都市計画区域外	
			市街化区域			市街化調整区域		
			居住推奨区域		都市機能誘導区域			
住宅の建築等	開発行為	◆3戸以上の住宅の建築目的で行う開発行為 ◆1戸または2戸の住宅の建築目的で行う開発行為で1,000㎡以上のもの	不要	不要	必要 P4^	必要 P4^	不要	
	建築等行為	◆3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	不要	不要	必要 P4^	必要 P4^	不要	
誘導施設の建築等	開発行為	◆誘導施設を有する建築物の建築目的で行う開発行為	不要 注	必要 P6^	必要 P6^	必要 P6^	不要	
	建築等行為	◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ◆建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合	不要 注	必要 P6^	必要 P6^	必要 P6^	不要	
誘導施設を休止または廃止する場合			必要 P8^	不要	不要	不要	不要	

注：都市機能誘導区域であっても、誘導施設の種類により届出が必要となる場合がありますので、詳細はP6にて確認してください。

4. 住宅の建築等の届出

(1)届出の対象となる行為

居住推奨区域外の区域においては、一定規模以上の住宅開発を行うとする場合にはこれらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第88条第1項)

市長は、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が居住推奨区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。(都市再生特別措置法第88条第3項)

なお、市長は、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、居住推奨区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。(都市再生特別措置法第88条第4項)

届出の対象となる行為は、次のとおりです。

【開発行為】

- ・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

【建築等行為】

- ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

○開発行為

- ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のもの
- ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為
(例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)

①の例示
3戸の開発行為  届

②の例示
1,300㎡
1戸の開発行為  届

800㎡
2戸の開発行為  不要

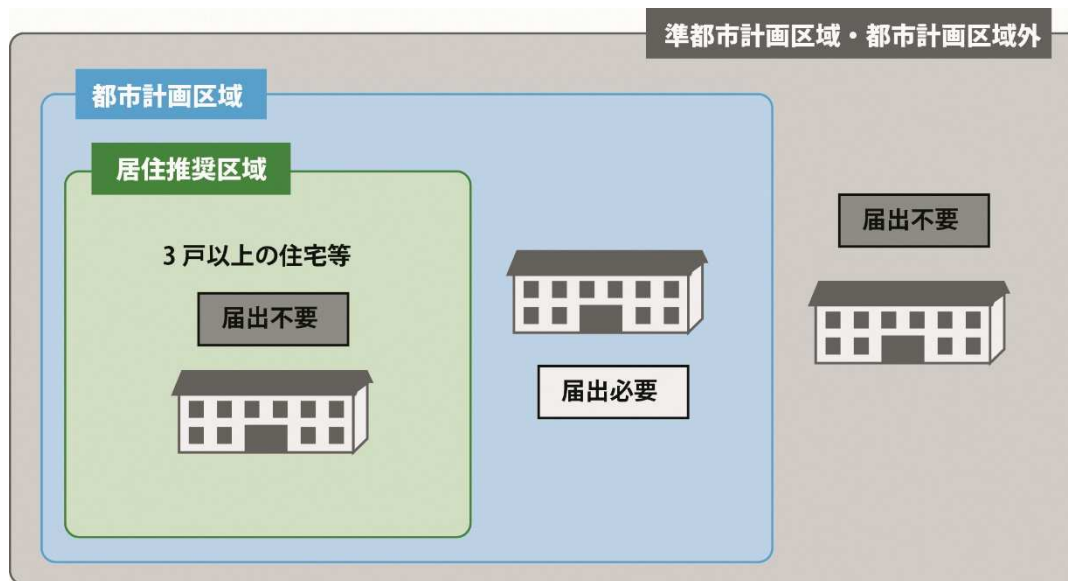
○建築等行為

- ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合
(例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)
- ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合

①の例示
3戸の建築行為  届

1戸の建築行為  不要

図：届出対象区域のイメージ



(2)届出を必要としない行為

法88条第1項、法施行令第27条、28条の規定により、区域外の行為であっても次に掲げる項目に該当する場合は、届出を要しない場合があります。

届出を必要としない行為は、次のとおりです。

- ①住宅等で仮設のものまたは農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②上記の住宅等の新築
- ③建築物を改築し、またはその用途を変更して①の住宅等とする行為
- ④非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為、またはこれに準ずる行為

(3)届出時の提出書類 (P12～P14 参照)

開発行為の場合	<ul style="list-style-type: none"> ■届出書 様式 10 ■添付図書 (付近見取り図、設計図書、その他参考図書)
建築等行為の場合	<ul style="list-style-type: none"> ■届出書 様式 11 ■添付図書 (配置図、建築物の2面以上の立面及び各階平面図、その他参考図書)
上記2つの届出内容を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ■届出書 様式 12 ■添付図書 (上記の添付図書の変更となる図書)

5. 誘導施設の建築等の届出

(1) 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域外の区域において、誘導施設の整備を行う場合には、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。
(都市再生特別措置法第 108 条第 1 項)

市長は、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。(都市再生特別措置法第 108 条第 3 項)

なお、市長は、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。(都市再生特別措置法第 108 条第 4 項)

都市機能誘導区域内であっても、誘導施設の種類により届出が必要となる場合がありますので、下表「届出の対象となる区域別誘導施設の一覧」にてご確認ください。

届出の対象となる行為は、次のとおりです。

【開発行為】

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

【開発行為以外】

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

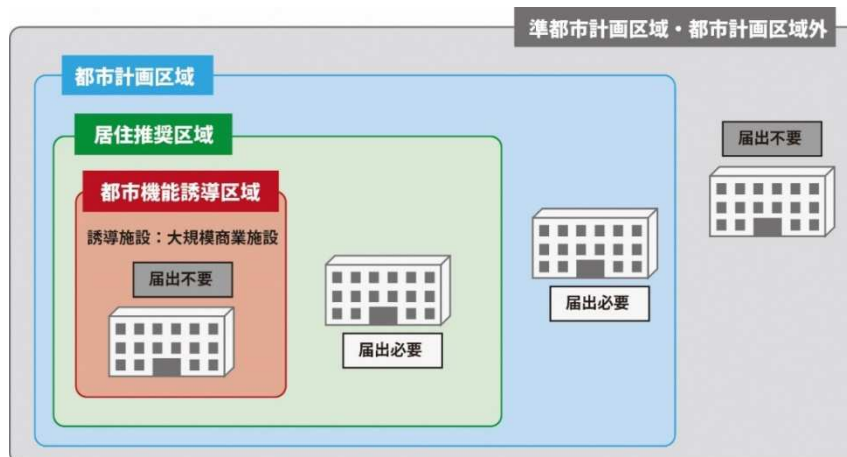
■ 届出の対象となる区域別誘導施設の一覧（表中の●の施設が建築等の届出対象となります）

誘導施設		都市機能誘導区域								誘導区域外 都市機能
大分類	小分類	大分 都心 拠点	地区拠点							
			鶴 崎	南 部	戸 次	植 田	大 在	坂 ノ 市	明 野	
商業	大規模商業施設（10,000 m ² 超）	☆	●	●	●	☆	●	●	☆	●
	大規模商業施設（1,000 m ² 超）	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	●
	商店街内店舗	☆	☆	●	●	●	●	●	●	●
子育て支援	こどもルーム	☆	☆	●	☆	☆	☆	☆	☆	●
福祉	社会福祉センター	☆	●	●	●	●	●	●	●	●
教育	大学、専修学校、各種学校	☆	●	●	●	●	●	●	●	●
文化・交流	文化会館・ホール、博物館	☆	●	●	●	●	●	●	●	●
	図書館	☆	●	●	●	●	●	●	●	●
	地区公民館	☆	☆	●	●	☆	☆	☆	☆	●
行政	市役所	☆	●	●	●	●	●	●	●	●
	支所	●	☆	●	☆	☆	☆	☆	☆	●
交通	主要な鉄道駅（都市機能誘導区域内の鉄道駅）	☆	☆	☆	●	●	☆	☆	●	●
	バスターミナル	☆	●	●	●	●	●	●	●	●

■誘導施設の定義

No.	誘導施設	定義
1	大規模商業施設 (10,000 m ² 超)	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗で、店舗面積が10,000 m ² を超える店舗
2	大規模商業施設 (1,000 m ² 超)	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗で、店舗面積が1,000 m ² を超え10,000 m ² 以下の店舗
3	商店街内店舗	・商店街振興組合法第6条第1項に規定する商店街振興組合(商店街振興組合連合会の加入団体を含む)の地区で、小売商業またはサービス業を営む店舗
4	こどもルーム	・大分市こどもルーム条例第3条に基づき設置する施設
5	社会福祉センター	・社会福祉法第109条に規定する団体の施設
6	大学	・学校教育法第1条に規定する学校
7	専修学校・各種学校	・学校教育法第124条に規定する教育施設、第134条第1項に規定する学校教育に類する教育を行うもの
8	文化会館・ホール	・住民の福祉を増進する目的をもった音楽、演劇、舞踊、映画など文化芸術事業のための設備を有する施設
9	博物館	・博物館法第2条第1項に規定する博物館(美術館・歴史博物館・科学館等)、及び博物館法第29条に規定する博物館相当施設
10	図書館	・図書館法第2条第1項に規定する図書館
11	地区公民館	・大分市公民館条例に基づき設置する施設
12	市役所	・地方自治法第4条第1項に規定により条例で定められた施設
13	支所	・地方自治法第155条第1項に規定により設けられた施設
14	主要な鉄道駅	・鉄道に関する技術上の基準を定める省令第2条第7号に規定する駅のうち、都市機能誘導区域内に立地する施設(大分駅、鶴崎駅、中判田駅、大在駅、坂ノ市駅)
15	バスターミナル	・自動車ターミナル法第2条第6項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナル

図：届出対象区域のイメージ（例：大規模商業施設）



(2)届出を必要としない行為

法 108 条第 1 項、法施行令第 35 条の規定により、区域外の行為であっても次に掲げる項目に該当する場合は、届出を要しない場合があります。

届出を必要としない行為は、次のとおりです。

- ①誘導施設に該当する建築物で仮設のもの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②誘導施設に該当する建築物で仮設のもの新築または建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ③非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ④都市計画事業の施行として行う行為、またはこれに準ずる行為

(3)届出時の提出書類 (P15~P17 参照)

開発行為の場合	■届出書 様式 18 ■添付図書（付近見取り図、設計図書、その他参考図書）
建築等行為の場合	■届出書 様式 19 ■添付図書（配置図、建築物の 2 面以上の立面及び各階平面図、その他参考図書）
上記 2 つの届出内容を変更する場合	■届出書 様式 20 ■添付図書（上記の添付図書の変更となる図書）

6. 誘導施設の休廃止に係る届出

(1) 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止または廃止しようとする場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに、市長への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第108条の2第1項)

なお、市長は、新たな誘導施設の立地または立地の誘導を図るため、休止または廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認める場合、必要に応じて、届出をした者に対し、当該建築物の存置その他の必要な助言または勧告をすることができます。(都市再生特別措置法第108条の2第2項)

区域により対象となる誘導施設が異なりますので下表「届出の対象となる区域別誘導施設の一覧」にてご確認ください。

■届出の対象となる区域別誘導施設の一覧（表中の☆の施設が休廃止の届出対象となります）

誘導施設		都市機能誘導区域								都市機能 誘導区域外
大分類	小分類	大分 都心 拠点	地区拠点							
			鶴 崎	南 部	戸 次	植 田	大 在	坂 ノ 市	明 野	
商業	大規模商業施設（10,000㎡超）	☆	●	●	●	☆	●	●	☆	●
	大規模商業施設（1,000㎡超）	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	●
	商店街内店舗	☆	☆	●	●	●	●	●	●	●
子育て支援	こどもルーム	☆	☆	●	☆	☆	☆	☆	☆	●
福祉	社会福祉センター	☆	●	●	●	●	●	●	●	●
教育	大学、専修学校、各種学校	☆	●	●	●	●	●	●	●	●
文化・交流	文化会館・ホール、博物館	☆	●	●	●	●	●	●	●	●
	図書館	☆	●	●	●	●	●	●	●	●
	地区公民館	☆	☆	●	●	☆	☆	☆	☆	●
行政	市役所	☆	●	●	●	●	●	●	●	●
	支所	●	☆	●	☆	☆	☆	☆	☆	●
交通	主要な鉄道駅（都市機能誘導区域内の鉄道駅）	☆	☆	☆	●	●	☆	☆	●	●
	バスターミナル	☆	●	●	●	●	●	●	●	●

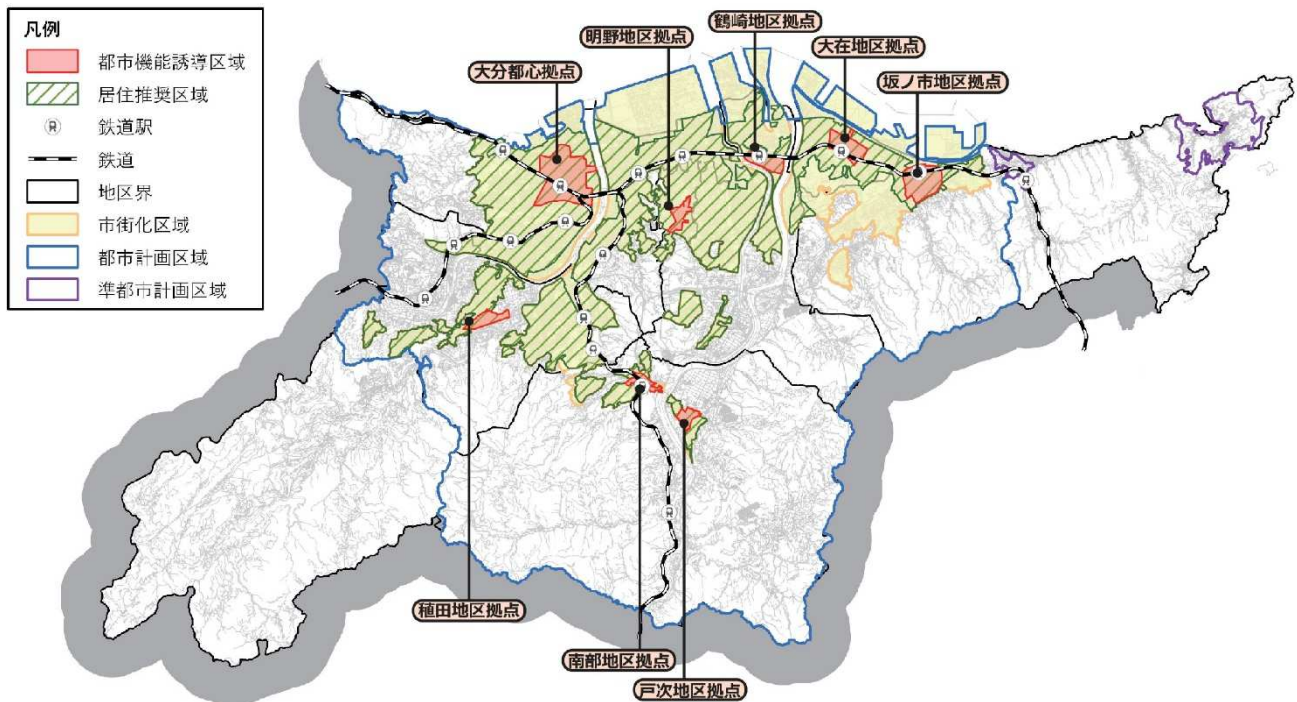
(2) 届出時の提出書類（P18～P19 参照）

休廃止の場合	<ul style="list-style-type: none"> ■届出書 様式21 ■添付図書（付近見取り図、設計図書、その他参考図書）
--------	---

7. 居住推奨区域及び都市機能誘導区域等の位置

本計画の居住推奨区域及び都市機能誘導区域等の位置は下図のとおりです。

居住推奨区域及び都市機能誘導区域等各区域の詳細については、おおいたマップ (<https://www2.wagmap.jp/oitacity/Portal>)、大分市立地適正化計画本編 (P140~149)、または都市計画課の窓口にて確認することができます。



注：災害リスクの高い区域として「急傾斜地崩壊危険区域」「地すべり防止区域」「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」は居住推奨区域、都市機能誘導区域から除きます。最新の情報は、大分県のホームページ「土砂災害危険箇所情報」(http://sabo.pref.oita.jp/bousai_s/dosya_map/index.html)をご参考にしていただき、詳細については、大分県土木事務所管理課へご確認ください。

8. 届出様式の記入例

住宅の建築等に係る届出様式の記入例

届出様式 10（住宅用の開発行為）	12
届出様式 11（住宅用の建築等行為）	13
届出様式 12（住宅用変更）	14

誘導施設の建築等に係る届出様式の記入例

届出様式 18（誘導施設用の開発行為）	15
届出様式 19（誘導施設用の建築等行為）	16
届出様式 20（誘導施設用の変更）	17

誘導施設の休廃止に係る届出様式の記入例

届出様式 21（誘導施設用の休廃止）	18
--------------------	----

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

着手予定日の30日前までに提出

令和元年 7月 1日 ←

大分市長 様

届出者 住 所 大分市〇〇町〇丁目〇番地
氏 名 大分株式会社
代表取締役 大分 一郎

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	大分市〇〇町〇丁目1番1(外〇〇筆)別紙
	2 開発区域の面積	3,000 m ²
	3 住宅等の用途	一戸建ての住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和元年 8月 1日 ●
	5 工事の完了予定年月日	令和元年12月 1日
	6 その他必要な事項	住宅用区画数：10区画 地 目：宅地 届出代理人：大分市〇〇町〇丁目〇番地 (株)〇〇設計 担当：〇〇 電話：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・付近見取り図 (当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面) 縮尺 1,000 分の 1 以上
- ・設計図書 (現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図) 縮尺 100 分の 1 以上
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書 (位置図、求積図 (開発区域の面積) など)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築
 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

} について、下記により届け出ます。

着手予定日の 30 日前までに提出

令和元年 7 月 1 日 ←

大分市長 様

届出者 住 所 大分市〇〇町〇丁目〇番地
氏 名 大分 太郎
大分 次郎 ←複数の場合

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番：大分市〇〇町〇丁目 1 番 1 地目：宅地 面積：3,000 m ²
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅（アパート）
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	着手予定年月日：令和元年 8 月 1 日 ● 完了予定年月日：令和元年 12 月 1 日 戸 数：12 戸 届出代理人：大分市〇〇町〇丁目〇番地 (株)〇〇設計 担当：〇〇 電話：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面） 縮尺 100 分の 1 以上
- ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書（位置図、求積図（敷地面積）など）

行為の変更届出書

令和元年 8月 1日 ←

大分市長 様

届出者 住 所 **大分市〇〇町〇丁目〇番地**
氏 名 **大分 一郎**

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。
記

1 当初の届出年月日 **令和元年 7月 1日**

2 変更の内容

変更する事項	変更前	変更後
住宅用区画数の変更	10区画	12区画
着手予定年月日の変更	令和元年9月1日	令和元年9月25日

着手予定日の30日前までに提出

3 変更部分に係る行為の着手予定日 **令和元年 9月 20日**

4 変更部分に係る行為の完了予定日 **令和元年12月 1日**

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

■添付図書

<開発行為の場合>

- ・付近見取り図（当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面）縮尺 1,000 分の 1 以上
- ・設計図書（現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図）縮尺 100 分の 1 以上
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図、字図、求積図（開発区域の面積）など）

<建築等行為の場合>

- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面）縮尺 100 分の 1 以上
- ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書（位置図、求積図（敷地面積）など）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

着手予定日の 30 日前までに提出

令和元年 7 月 1 日 ←

大分市長 様

届出者 住 所 大分市〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 大分株式会社

代表取締役 大分 一郎

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	大分市〇〇町〇丁目 1 番 1 (外〇〇筆) 別紙
	2 開発区域の面積	3,000 m ²
	3 建築物の用途	商業施設 (スーパーマーケット)
	4 工事の着手予定年月日	令和元年 8 月 1 日 ●
	5 工事の完了予定年月日	令和元年 12 月 1 日
	6 その他必要な事項	<p>地 目 : 宅地</p> <p>店 舗 面 積 : 1,000 m² (スーパーマーケット) 500 m² (ドラッグストア)</p> <p>※誘導施設外の用途がある場合は、その用途と面積を記載すること。</p> <p>届出代理人 : 大分市〇〇町〇丁目〇番地 (株)〇〇設計 担当 : 〇〇 電話 : 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・付近見取り図 (当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面) 縮尺 1,000 分の 1 以上
- ・設計図書 (現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図) 縮尺 100 分の 1 以上
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書 (位置図、求積図 (開発区域の面積) など)

様式第十九 (都市再生特別措置法施行規則第五十二条第一項第二号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

} について、下記により届け出ます。

着手予定日の30日前までに提出

令和元年 7月 1日 ←

大分市長 様

届出者 住所 大分市〇〇町〇丁目〇番地
氏名 大分 太郎
大分 次郎 ←複数の場合

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番：大分市〇〇町〇丁目1番1 地目：宅地 面積：1,000 m ²
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設(飲食店)
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	着手予定年月日：令和元年 8月 1日 ● 完了予定年月日：令和元年12月 1日 店舗面積：200 m ² 届出代理人：大分市〇〇町〇丁目〇番地 (株)〇〇設計 担当：〇〇 電話：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・配置図(敷地内における建築物の位置を表示する図面) 縮尺 100分の1以上
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50分の1以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書(位置図、求積図(敷地面積、店舗面積)など)

行為の変更届出書

令和元年 8月 1日

大分市長 様

届出者 住 所 **大分市〇〇町〇丁目〇番地**
氏 名 **大分 一郎**

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 **令和元年 7月 1日**

2 変更の内容

変更する事項	変更前	変更後
商業施設（コンビニエンスストア）の店舗面積の変更	200㎡	210㎡
着手予定年月日の変更	令和元年9月1日	令和元年9月20日

着手予定日の30日前までに提出

3 変更部分に係る行為の着手予定日 **令和元年 9月20日**

4 変更部分に係る行為の完了予定日 **令和元年12月 1日**

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

■添付図書

<開発行為の場合>

- ・付近見取り図（当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面） 縮尺 1,000 分の 1 以上
- ・設計図書（現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図） 縮尺 100 分の 1 以上
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図、字図、求積図（開発区域の面積）など）

<建築等行為の場合>

- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面） 縮尺 100 分の 1 以上
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書（位置図、求積図（敷地面積、店舗面積）など）

誘導施設の休廃止届出書

令和元年 8月 1日 ←

大分市長 様

届出者 住 所 大分市〇〇町〇丁目〇番地
氏 名 大分 一郎

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止)・廃止)について、下記により届け出ます。

記

1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称	〇〇〇〇〇
用途	商業施設(専門店)
所在地	大分市〇〇町〇丁目〇番地

2 休止(廃止)しようとする年月日 令和元年 9月20日

休廃止の30日前までに提出

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

令和元年 9月20日 ~ 令和元年11月30日

4 休止(廃止)に伴う措置

(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

休止中は事務所として使用

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

誘導施設の休廃止届出書

令和元年 8月 1日 ←

大分市長 様

届出者 住 所 大分市〇〇町〇丁目〇番地
氏 名 大分 一郎

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称	〇〇〇〇〇
用途	商業施設（飲食店）
所在地	大分市〇〇町〇丁目〇番地

2 休止（廃止）しようとする年月日 令和元年 9月20日

休廃止の30日前までに提出

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

令和元年 9月20日 ~ 令和元年11月30日

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

使用建築物は取り壊し、共同住宅を建築予定 除却予定時期：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。